

記載要領

〔圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書記載要領〕

1. 届出に係る区分以外を二重線で抹消する。
2. 届出日（届出書提出日）を記入する。
3. 「届出者」欄は、貯蔵又は取扱いをしようとする者の住所、氏名、電話番号を記入する。
届出者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地、電話番号を記入する。
4. 「所在地」欄は、貯蔵又は取扱う当該防火対象物の所在地を記入する。
5. 「名称」欄は、貯蔵又は取扱う当該防火対象物の名称を記入する。
(例) 「株式会社〇〇〇〇 〇〇〇工場」「〇〇〇銀行 〇〇〇支店」等
6. 「貯蔵し、又は取扱う倉庫、施設等の名称」欄は、貯蔵又は取扱う施設の名称を記入する。
(例) 「プロパン庫」等
7. 「貯蔵し、又は取扱う倉庫、施設等の構造等の名称」欄は、貯蔵又は取扱う施設の構造を記入する。
(例) 「鉄筋コンクリート造」「鉄骨鉄筋コンクリート造」等
8. 「貯蔵し、又は取扱う物質の名称」欄は、貯蔵又は取扱う物質名を記入する。
9. 「最大貯蔵数量又は最大取扱数量(kg)」欄は、最大貯蔵数量又は最大取扱数量を記入する。
10. 「消火施設の概要」欄は、設置する消防用設備等の種類を記入する。
(例) 「ABC粉末消火器 10型 1本」等
11. 「種類」欄は、貯蔵又は取扱う物質に対する処理剤の種類を記入する。
(例) 「消石灰の化学処理剤」「乾燥剤の吸着剤」等
12. 「保有量」欄は、貯蔵又は取扱う物質に対する処理剤の保有量を記入する。
13. 「対象物質」欄は、対象となる物質名を記入する。